

入札参加条件(案) 広島市中区下水道管路施設維持管理包括委託業務

分 担 業 務	① 統括管理業務(総価契約)	② 緊急清掃業務(単価契約)	③ 緊急補修業務(単価契約)	④ 点検・調査業務(総価契約)	⑤ 管更生工事業務(総価契約)
業 務 概 要	住民対応業務 一式 事故対応業務 一式 他工事等立会業務 一式 予算管理業務 一式 ※共同企業体(乙型(分担施工方式))を構成して参加する場合は、代表企業が分担すること。	下水本管清掃工(内径 200～700 mm) 一式 暗渠清掃工 一式 取付管清掃工 (内径 150～200 mm) 一式 管きよ内調査工 一式 (参考:令和5年度の中区予定総額 約1,400万円(税込))	雨水桝取付管設置工 一式 下水本管及びマンホール補修工 一式 マンホール嵩上げ嵩下げ工 一式 取付管補修工 一式 (参考:令和5年度の中区予定総額 約4,500万円(税込))	本管テレビカメラ調査工(内径 800 mm未満) L=4,307m 本管潜行目視調査工(内径 800 mm以上 1,500 mm未満) L=667m 本管潜行目視調査工(内径 1,500 mm以上) L=997m いずれも調査箇所は指定する	公共下水道の管きよ改築工事 管きよ更生工法 (内径 250～600 mm) L=820m 工事箇所は指定する ※工事着手日選択型契約方式とする 着手日選択期間 契約締結日から180日間
入札参加条件	<p>※共同企業体(乙型(分担施工方式))を構成して参加する場合は、各分担業務に対して1者の構成員とし、条件を満たしていれば、複数の分担業務を1者で分担することが出来る。なお、本入札において、同時に2以上の共同企業体の構成員となることはできない。</p> <p>《資格等、営業所等、会社の施工実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの条件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 右記②から⑤に示す、いずれかの分担業務の入札参加条件(会社)に求める条件を有していること。 イ 令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「下水道」に登録されており、広島市内に主たる営業所(広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第2条第6項に規定する主たる営業所をいう。)若しくは支店等(継続して入札に関すること等の委任を受けているものに限る。)を有していること。 <p>《技術者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの資格を有する統括責任者を専任で配置できること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者 イ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」 ウ 技術士登録の上下水道部門(選択科目を下水道とする者に限る。)又はRCCM(選択科目を下水道とする者に限る) 緊急補修業務及び管更生工事業務において、監理技術者補佐を工事現場で専任で配置する場合又は現場代理人が監理技術者補佐を兼務する場合は、特例監理技術者が統括責任者を兼務することが出来る。 点検・調査業務において、会社に業務実績がある場合は、調査員が統括責任者を兼務することが出来る(上記の資格を有する者に限る。) <p>《営業所等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。 <p>《会社の履行実績、技術者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 求めない。 	<p>※共同企業体(乙型(分担施工方式))を構成して参加する場合は、各分担業務に対して1者の構成員とし、条件を満たしていれば、複数の分担業務を1者で分担することが出来る。なお、本入札において、同時に2以上の共同企業体の構成員となることはできない。</p> <p>《資格等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であること。 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供の契約の種類(役務の提供の施設維持管理業務を除く)役務の登録種目「30-10 河川・下水道等の維持管理」に登録されていること。 次の条件をいずれも満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 産業廃棄物処分業(区分は、中間処理(脱水、乾燥(天日乾燥を含む)又は固化)とし、いずれも処理する廃棄物の種類に有機性の汚泥を含むこと)の広島市、広島県、呉市又は福山市のいずれかの許可を有していること。 イ 次の産業廃棄物収集運搬業(有機性の汚泥を含むこと)のいずれかの許可を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> (7) アの産業廃棄物処分業に係る中間処理施設が広島市内にある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市又は広島県の許可 (イ) アの産業廃棄物処分業に係る中間処理施設が広島市域外にある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県の許可、又はその区域を管轄する呉市若しくは福山市の許可及び広島市の許可 上記の産業廃棄物収集運搬業(有機性の汚泥を含むこと)の許可申請又は届出がなされている吸泥車(揚泥車・吸呂車)の所有権若しくは使用する権原を有することを確認できること。 エ 高圧洗浄車の所有者又は使用者であることを車検証により確認できること。 オ テレビカメラ搭載車の所有者又は使用者であることを車検証により確認できること。 <p>《営業所等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。 <p>《会社の履行実績、技術者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 求めない。 	<p>※共同企業体(乙型(分担施工方式))を構成して参加する場合は、各分担業務に対して1者の構成員とし、条件を満たしていれば、複数の分担業務を1者で分担することが出来る。なお、本入札において、同時に2以上の共同企業体の構成員となることはできない。</p> <p>《資格等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。 等級区分が「B」、「C」又は「D」で認定されていること。 認定工種が土木一式工事であること。 <p>《営業所等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島市中区に本店を有していること。 ※本店とは、建設業法上の主たる営業所をいう。 <p>《会社の施工実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月1日以降本件業務の一般競争入札参加資格確認申請書提出日前日までに元請として完成・引渡し完了し、かつ、工期が満了した、次の工事の施工実績を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> 「B」又は「C」等級の者にあつては、ア、イのいずれかを満たす工事 <ul style="list-style-type: none"> ア 公共下水道事業における内径200ミリメートル以上の管きよ布設工(布設工法は問わないが、管更生工法は認めない。) 又は農(漁・林)業集落排水事業若しくは特定環境保全公共下水道事業における内径150ミリメートル以上の管きよ布設工(布設工法は問わないが、管更生工法は認めない。) イ 広島市発注の工事名に「(単価契約)」の表記がある予定総額1,000万円(消費税等を含む。)以上の工事 「D」等級の者にあつては、広島市発注の工事名に「(単価契約)」の表記がある予定総額1,000万円(消費税等を含む。)以上の工事 <p>《技術者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該分担業務に配置できること。当該分担業務の予定総額が4,000万円(税込)以上となる場合は、専任で配置できること。また、特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。)を置く場合にあつては、監理技術者補佐(特例監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。)を当該分担業務に専任で配置できること。ただし、技術者は、同法第26条第1項から第5項までに規定するものとする。 技術者は、開札日において当該分担業務を担当する構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日以前3か月以上の雇用関係にあるものであること。ただし、当該分担業務の予定総額が4,000万円(税込)未満となる場合の技術者は、開札日において当該分担業務を担当する構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日の前日以前から雇用関係にあるものとする。 技術者の兼務については、専任で配置することを求めている場合も含め、入札説明書(後日公表予定)に記載している条件を満たす場合は、その条件の範囲内でこれを認める。ただし、監理技術者(特例監理技術者も含む。)については、単価契約の工事との兼務は認めない。 	<p>※共同企業体(乙型(分担施工方式))を構成して参加する場合は、各分担業務に対して1者の構成員とし、条件を満たしていれば、複数の分担業務を1者で分担することが出来る。なお、本入札において、同時に2以上の共同企業体の構成員となることはできない。</p> <p>《資格等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であること。 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供の契約の種類(役務の提供の施設維持管理業務を除く)役務の登録種目「30-10 河川・下水道等の維持管理」に登録されていること。 <p>《営業所等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。 <p>《会社の履行実績、技術者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 次に掲げるいずれかの条件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 平成20年4月1日以降本件元請として完成・引渡し完了した、下水道本管に係る国、地方公共団体等発注の業務で、テレビカメラ調査工又は潜行目視調査工の履行実績を有していること。 イ 調査員(開札日の前日以前に当該分担業務を担当する構成員と雇用関係がある者に限る。)として、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士(調査部門)を配置できること。 	<p>※共同企業体(乙型(分担施工方式))を構成して参加する場合は、各分担業務に対して1者の構成員とし、条件を満たしていれば、複数の分担業務を1者で分担することが出来る。なお、本入札において、同時に2以上の共同企業体の構成員となることはできない。</p> <p>《資格等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されていること。 等級区分が「B」、「A」又は「C」で認定されていること。ただし、「C」にあつては、土木一式工事における令和3年の完成工事平均成績の点数が81点以上又は令和4年の完成工事平均成績の点数が82点以上の者で、かつ、次の条件をすべて満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 令和3年及び令和4年の土木一式工事に係る完成工事平均成績の点数がいずれも65点未満でないこと。 イ 令和4年度及び令和5年度に指名停止措置を受けている期間がないこと。 ウ 令和4年度及び令和5年度に完成した全ての工種の工事に係る完成工事成績の点数に60点未満のものがないこと。 ※ 「C」にあつては、一般競争入札参加資格確認申請時に、都市整備局技術管理課(本庁舎6階)が発行する「完成工事平均成績の開示」の写しを提出すること。 認定工種が土木一式工事であること。 <p>《営業所等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島市内に本店を有していること。 ※本店とは、建設業法上の主たる営業所をいう。 <p>《会社の施工実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、次のいずれかの工事の施工実績を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 延長が200メートル以上の下水道本管管更生を施工した工事 イ 延長が50メートル以上の下水道本管(小口径管推進、中大口径管推進、シールド工法に限る。)を施工した工事 ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。 <p>《技術者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該分担業務に配置できること。当該分担業務の予定総額が4,000万円(税込)以上となる場合は、専任で配置できること。また、特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。)を置く場合にあつては、監理技術者補佐(特例監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。)を当該分担業務に専任で配置できること。ただし、技術者は、同法第26条第1項から第5項までに規定するものとする。 技術者は、開札日において当該分担業務を担当する構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日以前3か月以上の雇用関係にあるものであること。ただし、当該分担業務の予定総額が4,000万円(税込)未満となる場合の技術者は、開札日において当該分担業務を担当する構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日の前日以前から雇用関係にあるものとする。 技術者の兼務については、専任で配置することを求めている場合も含め、入札説明書(後日公表予定)に記載している条件を満たす場合は、その条件の範囲内でこれを認める。 主任技術者又は監理技術者は、以下のアからウまでのいずれかの資格を有する者としてすること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会が認定する下水道管路更生管理技士 イ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門) ウ 一般社団法人日本管更生技術協会が認定する下水道管きよ更生施工管理技士